

# 九州ブロック大会参加費について

## 1 参加者への県費負担金経費内訳

- (1) 対象者 監督・選手（エントリー数）のみ。
- (2) 交通費 往復交通費は実費（往復割引等使用）を支給する。  
但し、旅費の計算方法は、県の旅費規程に準じ経済的かつ効果的な方法で行う。県内市町村内移動費は一律600円支給する。
- (3) 宿泊料 宿泊決定通知の宿泊料（1泊2食）と宿泊要項で規定された昼食代を、競技前日の泊から競技終了日の泊まで支給する。但し、県内で開催された場合は、県内在住者の試合終了日の泊は補助しない。  
宿泊料は概算払で支給されるため、大会終了後、実際の宿泊数に応じて返金・精算すること。  
※器具点検・検艇・計測・馬の入厩等が行われる場合は、その前日の泊から補助の対象とする。
- (4) 参加料 大会規程の参加料と、国スポ傷害補償制度負担金は県スポ協が負担する。  
競技団体負担金（1種別3,000円）は各競技団体が負担する。
- (5) 輸送料 特殊用具等の輸送費については本会が認めた団体のみを対象とし、別途申請方式により実費を負担する。

## 2 申請・精算に係る書類等について

原則として、県の監督会議で説明・配布する。

## 3 支給方法 県の監督会議以降、概算払いにより競技団体の届出代表口座への振込とする。

## 4 精算方法 返金の有無に関わらず、大会終了後2週間以内に精算書を提出すること。 返金がある場合は振込により県スポーツ協会事務局へ返納すること（振込手数料は競技団体負担とする）。 ※選手変更があった場合や宿泊数が支給された宿泊数と異なる場合は、返納や追給の手続きが生じるため、事前に事務局と打ち合わせの上、精算すること。

### 【振込先】

銀行名 : 大分銀行 県庁内支店  
口座番号 : 普通預金 No.92726  
名義人 : 公益財団法人大分県スポーツ協会  
会長 麻生 益直（あそう ますなお）